

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第336号)

平成16年11月16日

横情審答申第336号

平成16年11月16日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年5月22日道路第169号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウンにおける道路の次のもの 道路管理（引継）台帳」の  
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウンにおける道路の次のもの 道路管理（引継）台帳」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウンにおける道路の次のもの 道路管理（引継）台帳」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年2月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地造成工事及び道路等の公共施設整備は公団が施行している。

横浜市は、整備された道路を公団から引継ぎ、道路法（昭和27年法律第180号）による認定、区域決定、供用開始の告示を行い、公道として管理している。

## (2) 非開示とした理由

港北ニュータウン地区内の道路については、公団による道路整備終了後、路線名が明記された引継図書により、引継ぎを受けており、提出案件ごとに決裁供覧文書整理簿に記載されている。したがって、請求に該当する道路管理（引継）台帳は、公団から取得した事実がなく、本市において独自に作成もしていないことから、保有していないため、条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため、非開示とした。

なお、路線名、道路の所在等を具体的に特定してもらえば、道路の供用開始日等について調査することができる。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張して

いる本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 港北ニュータウン内には、道路が多数あるが、それぞれ道路番号（設計協議書番号）がつけられている。数百本に及ぶこれらの道路が、それぞれ、道路工事完了検査、合同検査を受け、やがて供用開始、引継ぎを受けていく過程を考えれば、整理台帳が作成されていないとは考えられない。道路については、完了検査済証が必ず交付され、供用開始等に当たり図書が作成される。これら大量の図書に対し、台帳が無くては図書の探しようがなく、管理体制が問われる。現に、ある道路の完了検査年月日及び供用開始年月日が不明となっている。港北ニュータウン事業の完了公告から5年も経たないのに、道路の完成時期すらわからない仕組みになっているはずはなく、どこかに台帳が存在するはずである。

また、作成されていないという説明には根拠が無く、これでは文書目録記載の道路名すらわからず、開示請求もできないことになる。

(2) 港北ニュータウンにおいては、路線数が数千本もあり、道路工事検査済書を見ても13本の道路に対する台帳番号が既に1035号となっている。この13本は、12工区に属する道路の10分の1以下であることから、12工区に130路線あるとしても港北ニュータウン全体では膨大な数になる。台帳がなくては道路管理はできない。

(3) 下水道は、必ず道路下を走り、道路と状況はよく似ている。排水路線数も道路とよく似ているが、引継台帳は作成されている。下水道の引継台帳は、位置図、構造図、平面図、断面図等そろっており、引継図書としても完璧なものであり、いつ引き継いだかも一目瞭然である。下水道については、完了検査台帳、設計協議台帳も作成されているのに対し、道路についてはいずれも無いというのは納得しがたい。

(4) 引継図書が正しく作成されていれば、台帳の請求はしていない。道路の引継図書と称されるものを数件見たが、いずれも認定図書であり、引継図書ではなかった。引継願いと目録はあっても、受諾書がないため、引継日も不明のうえ、目録の文書さえそろっておらず、構造図、平面図さえ数件とも欠いていた。道路管理引継とは、道路に付属するものすべて（下水道等の埋設物や植栽等）も引き継ぐことであるにもかかわらず、それらのリストもない。土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱第11条が要求する添付資料のほとんどを欠いたものであり、それを引継図書とすることは、要綱違反を認めたと同義である。今回、引継図書はあきらめて、引継台帳の請求を行ったものである。

(5) 緑道及び下水道については、引継図書、完了検査図書、台帳等が作成されており、

図面も残っているが、道路については何も無いというのは納得できない（完了検査とは、合同検査ではなく担当局による独自の検査の意味である。）。

- (6) 決裁供覧文書整理簿そのもの（認定図書に限定せず）で、当時のものが残っていれば、その閲覧もお願いしたい。

## 5 審査会の判断

### (1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき昭和 53 年 9 月 30 日第 52 規 1134 号で横浜市と公団の間で協議が成立している。

宅地造成に伴う道路工事は宅地造成工事の一部として取り扱われている。

### (2) 本件申立文書について

申立人は、港北ニュータウンにおける道路の道路管理（引継）台帳を請求しているのに対して、実施機関は、引継図書により道路の引継ぎを受けているため、道路管理（引継）台帳は作成も取得もしておらず不存在として非開示決定をしている。実施機関が具体的に本件請求文書について言及していないため、当審査会は、申立人が求めている港北ニュータウンにおける道路の道路管理（引継）台帳とは、どのような文書を指すのかについて検討を行った。申立人は、異議申立書において、ある道路の完了検査年月日及び供用開始年月日が不明となっていると記載していることから、港北ニュータウンにおける道路の道路管理（引継）台帳とは、港北ニュータウンの道路の完了検査年月日及び供用開始年月日が路線ごとに記載されている文書であると考えられる。しかし、路線ごとの供用開始年月日は、常時閲覧可能な道路台帳に記載されているため、港北ニュータウンにおける道路の道路管理（引継）台帳とは、港北ニュータウンの道路の完了検査年月日が路線ごとに記載されている文書であると判断した。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、港北ニュータウン地区内の道路については、公団による道路整備終了後、路線名等が明記された引継図書により引継ぎを受け、提出案件ごとに決裁供覧文書整理簿に記載しており、道路管理（引継）台帳は、取得及び作成していないと主張している。

イ それに対して、申立人は、路線ごとの完了検査日を記載した道路管理（引継）台

帳が無くては、港北ニュータウンに存在する膨大な数の道路の管理に支障を来すと主張している。そこで、その点について確認するため、平成14年11月8日に実施機関に事情聴取したところ、次のような説明があった。

横浜市は、公団から道路の引継ぎを受けた後に道路管理を開始するのであり、完了検査がいつ実施されたかという情報は、道路管理業務には特に必要がない。そのため、申立人が主張するような完了検査年月日を記載した道路管理（引継）台帳は、取得又は作成していない。

ウ 当審査会は、両者の主張を踏まえて、検討を行った。

当審査会が横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第334号で既に確認したとおり、港北ニュータウンの土地区画整理事業道路については、道路の引継ぎ以前の管理の引継ぎという事務取扱いは行われておらず、横浜市が港北ニュータウンの道路の管理業務を開始するのは、公団から道路の引継ぎを受け、市長が路線を認定して道路法上の市道としてからである。土地区画整理事業道路以外の、横浜市が工事を発注して整備する道路についても、道路工事受託者から道路の引継ぎを受け、市道としてからである。それ以前の管理は、それぞれ土地区画整理事業者又は道路工事受託者として、公団が行っている。

横浜市が、市道路線の認定を行い、道路管理を開始するためには、公団から設計協議どおりに施工された瑕疵のない道路を引継ぐことだけで足りるため、完了検査年月日という引継以前の当該道路に係る情報は、道路管理業務の遂行には必要がないという実施機関の主張は不合理ではないと考えられる。

当審査会で調査したところ、道路管理（引継）台帳が作成又は取得されたことを推認させるような事情を認めることはできず、道路管理（引継）台帳の作成を実施機関に義務づける規定も見受けられなかった。

また、申立人は、港北ニュータウンの膨大な数の道路を管理するためには、台帳が無くては困難であると主張している。しかし、横浜市は、公団から引継ぎを受けて市道としてからは、道路を管理していく上で必要な情報を記載した道路台帳を路線ごとに作成し、それに基づいて管理していくため、申立人の主張はあてはまらないと考えられる。

なお、申立人は、意見書において、道路についての決裁供覧文書整理簿の開示を求めているが、本件請求の行政文書名には港北ニュータウンにおける道路の道路管理（引継）台帳と記載されているため、実施機関が本件請求における対象行政

文書として、道路についての決裁供覧文書整理簿を特定しなかったことに誤りはなかったものと認められる。

エ このように、当審査会としては、本件申立文書である道路管理（引継）台帳について取得も作成もしていないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書について条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして、非開示とした決定は、妥当である。

### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年5月22日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年5月24日 (第270回審査会)	・諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・審議
平成14年11月8日 (第2回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・審議
平成15年5月1日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議
平成16年10月8日 (第46回第二部会)	・審議
平成16年10月29日 (第48回第二部会)	・審議